

ドイツ（NRW州及びBayern州）における特殊教育の動向

當 島 茂 登

（肢体不自由教育研究部）

I . はじめに

筆者は、文部科学省の在外研究員として2001年10月から10ヶ月間、ドイツ、ケルン大学で研究の機会を得た。その間、ノルトライン＝ヴェストファーレン（NRW）州及びバイエルン（Bayern）州の教育研究所及び特殊学校等を訪問し、特殊教育に関する情報を収集した。

本稿では国立特殊教育総合研究所と研究交流のある両州の最近の特殊教育の動向に関し、教育関係者へのインタビューにより情報収集した結果を報告したい。主たる調査内容は、特殊学校の名称の検討と再編の動き、学習指導要領、個別の支援計画、学校選択、医療的ケア、教育コスト、学校実験、統合教育、交流教育、専門職及び教育を支える支援の形態に関すること等である。

II . 主たる調査訪問先

ドイツ連邦共和国は16州からなり、教育行政は州によって異なる。ドイツ連邦共和国としての教育施策の検討は常設各州文部大臣会議で行われ、決議・勧告としてその方針が示される。しかしこの決議・勧告の完全実施の義務はなく、州に任されている。したがって教育に関して、ドイツ全体として共通する部分もあるが、州によって教育の取り組みには温度差があるのが現状である。

主たる訪問先は以下の通りである。

・NRW州

：州立教育研究所（Landesinstitut fuer Schule und Weiterbildung）

NRW州の教育研究所はSoestにあり、学校教育施策の全般に関する研究及び教員の研修機関である。教育相談などの機能はない。この機関での特殊教育に関する専門官は一人だけである。ここでの研究及び研修は州の文部省の指導の下で行われている。現在本研究所では情報教育、特殊教育、校長・教員の資質の向上のためにトレーナーの養成などの研修に重点をおいている。

・Bayern州

：州立教育研究所（I S B : Staatinstitut fuer Schulpaedagogik und Bildungsforschung Muenchen）

Bayern州教育研究所はMuenchenにあり、教育研究部門だけの機能を持っている。所内には専門の担当官があり学校訪問などにより研究調査を行っている。教員の研修はDillingenにあるAkademieで行っている。教育相談等の機能は持っていない。

III . 特殊教育の動向に関する調査項目

1 . 特殊学校の名称の検討と再編の動き

常設各州文部大臣会議の勧告により、州によっては「障害」を「促進」に変更するなどマイナスイメージにならないような特殊学校の名称の検討が行われている。この勧告に対し州ごとの取り組みは異なっている。両州での取り組みの現状は次の通りである。

・NRW州

NRW州においては学校の名称について現在検討の段階である。NRW州の特殊学校は、盲学校（Schule fuer Blinde）、弱視学校（Schule fuer Sehbehinderte）、聾学校（Schule fuer Gehoerlose）、難聴学校（Schule fuer Schwerhoerige）、知的障害学校（Schule fuer Geistigbehinderete）、身体障害（肢体不自由）学校（Schule fuer Koerperbehinderte）、病弱学校（Schule fuer Kranke）、言語障害学校（Schule fuer Sprachbehinderte）、学習障害学校（Schule fuer Lernbehinderte）、教育援助学校（Schule fuer Erziehungshilfe）の10学校種である。学習障害学校は「LD」の学校ではなく「スローラナー」のための学校である。また教育援助学校は、行動障害のある子どものための学校であり、その状態が改善されると通常学校で学習する。

・Bayern州

Bayern州の特殊学校は盲学校（Schule fuer Blinde）、弱視学校（Schule fuer Sehbehinderte）、聾学校（Schule fuer Gehoerlose）、難聴学校（Schule fuer Schwerhoerige）、知的障害学校（Schule zur Individuellen Lebensbewaeltigung）、肢体不自由学校（Schule fuer Koerperbehinderte）、言語障害学校（Schule zur Individuellen Sprachfoerderung）、学習障害学校（Schule zur Individuellen Lernfoerderung）、教育援助学校

(Schule zur Erziehungshilfe) の 9 学校種である。上記の通り Bayern 州では特殊学校の校種を一部促進学校 (Foerderschule) に変更するなどの取り組みがある。例えば知的障害学校は「個に応じた生活の課題を克服するための学校」となり、言語障害学校は「個に応じた言語の促進学校」、学習障害学校は「個に応じた学習促進学校」となる。このうち言語障害学校、学習障害学校、教育援助 (行動障害) 学校を統合する方向は 6 年前から考えられ、3 年前から移行してきている。その 3 校を統合して特別教育促進センター (SFZ : Sonder Paedagogik Foerder Zentram) とする構想である。

2 . 学習指導要領 (Richtlinie und lehrplaene)

・ NRW 州

NRW 州では学習指導要領の改訂は必要に応じてその部分を改訂している。今回の改定では教育の質の向上を図る目的で、個別の支援計画 (Individueller Foerderplan) がその中に位置付けられることとなっている。Shulwelt 2000 Gesamtverzeichnis (教育界 2000 の全目録) によると、この州で使われている学習指導要領 (Richtlinie und lehrplaene) は以下の通りである。

- ・ 盲学校 (Schule fuer Blinde)
- ・ 弱視学校 (Schule fuer Sehbehinderte)
- ・ 聾学校 (Schule fuer Gehoerlose)
- ・ 難聴学校 (Schule fuer Schwerhoerige)
- ・ 知的障害学校 (Schule fuer Geistigbehinderete)
- ・ 病弱学校と在宅授業 (Schule fuer Kranke und Hausunterricht)
- ・ 言語障害学校 (Schule fuer Sprachbehinderte)
- ・ 学習障害学校 (Schule fuer Lernbehinderte)
- ・ 教育援助学校 (Schule fuer Erziehungshilfe)
- ・ 重度障害児の促進 (Foerderung schwerstbehinderter schueler)

上記の通り NRW 州では全ての学校種毎に学習指導要領は示されていない。現在 (2002)、肢体不自由養護学校用の学習指導要領はないが、重度障害者用の学習指導要領が用意されている。肢体不自由養護学校では、いくつかの学習指導要領を子どもに応じて使い分けているのが現状である。前回の改訂時では学校側の意向により肢体不自由養護学校用の学習指導要領は示されなかった。その理由は「先に理論があると動きにくい」との学校側からの主張が強く、学習指導要領の許可システムを通過できなかったようである。しかし、今回 (2003 年以降) の改定では肢体不自由養護学校用の学習指導要領が制定されることとなっている。

NRW 州の特殊学校の学習指導要領の改訂に関する進捗状況は、盲学校・聾学校・肢体不自由養護学校・知的障害養護学校用の改定作業がほぼ終了している。2003 年 2 月に N

RW 州の文部省 (MSWWF : Ministerium fuer Schule und Weiterbildung, Wissenschaft und Forschung) から新しい学習指導要領が示されることとなっている。なお、学習障害・言語障害・教育援助学校用は改定作業が進行中である。今回、新たに保護者団体からの強い要望により、自閉症の学習指導要領の作成に向けて、2002 年の夏から委員会で検討が行われている。

・ Bayern 州

Bayern 州の教育研究所が出している、2001 / 2002 促進学校分野の刊行物目録 (Verzeichnis der Lieferbaren Veroeffentlichungen des ISB - Abteilung Foerderschulen) によると学習指導要領 (Lehrplaene) は以下の通りである。

- ・ 盲学校のバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領 : Lehrplan. fuer die Bayerische Hauptschulstufe der Schule fuer Blind (1998)
- ・ 弱視学校のバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe der Schule fuer Sehbehinderte (1998) :
- ・ 盲学校のバイエルンの実科学校の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische RealSchul der Schule fuer Blind (1997) :
- ・ 弱視学校のバイエルンの実科学校用学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische RealSchul der Schule fue Sehbehinderte (1997) :
- ・ 9 - 10 学年段階の盲学校における盲学の授業科目と生活に有用な技能に関する学習指導要領 : Lehrplan fuer das Unterrichtsfach Blindenkunde/Lebenspraktische Fertigkeiten in der Schule fuer Blind, Jgst.9-10 (1997) :
- ・ 聾者のためのバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe der fuer Gehoerlose (1998)
- ・ 難聴者のためのバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe fuer Schwerhoerige (1998) :
- ・ 聾者のためのバイエルンの実科学校の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische RealSchule fuer Gehoerlose (1997)
- ・ 難聴者のためのバイエルンの実科学校の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische RealSchul fuer Schwerhoerige (1997)
- ・ 肢体不自由学校のバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe der Schule fuer Koerperbehinderte (1998)
- ・ 肢体不自由学校用のバイエルンの実科学校の学習指導要領 : Lehrplan fuer die Bayerische RealSchule der Schule fuer Koerperbehinderte (1997)

- ・個別の言語促進学校のバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領：Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe der Schule zur individuellen Sprachfoerderung (1998)
 - ・知的障害者のための学校における授業のための学習指導要領と教材：Lehrplan und Materialien fuer unterricht in der der Schule fuer geistig Behinderte (1982)
 - ・個別の学習促進の学習指導要領：Lehrplan zur Individuellen Lernfoerderung (1991)：
 - ・個別の学習促進の学習指導要領 - 基本的な考え方 - 学習領域 - 学習計画：Lehrplan zur Individuellen Lernfoerderung - leitgedanken - lernbereiche - lernplanung (1997)
 - ・教育援助学校のバイエルンの基幹学校段階の学習指導要領：Lehrplan fuer die Bayerische Hauptschulstufe der Schule zur Erziehungshilfe (1998)：
 - ・特殊教育促進センターの5・6年段階の学習指導要領：Lehrplan fuer die Jahrgangsstufen 5 und 6 im Sonderpaedagogischen Foerderzentrum (1998)：
 - ・特殊職業訓練学校B型の職業準備年の学習指導要領・Lehrplan fuer das Berufsvorbereitungsjahr - Form B - an Sonderberufsschulen (1998)
- 上記の通り視覚障害者用の学習指導要領として5種類用

意されている。その障害の程度、在学している学校の種類によって細分化されている。Bayern州では約10年から12年毎に学習指導要領の見直しが行われている。

Dr.Schorは現在のドイツの教育課程について、「特別な障害児のための教育課程を作るのか」、「よりインテグレーションして通常の教育課程の中に特別な内容を用意するのか」が、課題であると指摘している。

参考のために、ドイツの教育制度の基本構造を図1に示す。

3. 個別の支援計画

・NRW州

常設文部大臣会議の勧告に基づいて、2003年以降の学習指導要領の改定から、個別の支援計画 (Individueller Foerderplan) が新たに「学校の質の向上」を図ることを目的に規定されることになった。現在 (2002年) の段階では、個別の支援計画については各学校の判断で行われている。なお、保護者は個別の支援計画作成に関して関与していない。この個別の支援計画は日本の「個別の指導計画」と同様のもので、「特別支援教育の在り方についての (中間まとめ)」に示されている「個別の教育支援計画」とは異質のものである。

・Bayern州

個別の促進計画は法的な規定があり、保護者は教育促進計画に対しPTAのような場で意見を表明する機会はあるが内容について口を挟む権利はない。教育を進める上で両親の権利は最も強いが、それは教育内容・計画にかかわるものでなく、教育措置等に関するものである。ドイツでは学校は学校教育、家庭は家庭教育が基本という考え方があ

4. 学校選択までの過程

・NRW州

就学前の検査としてドイツでは生後6歳までに10回の定期検査 (Regeluntersuchung) が法律で規定されている。諸検査は全て保険の対象となっている。その結果は全て手帳に記載される。

学校選択に関しては、教育委員会、医師、特殊教育教員、通常教育教員、諸専門家が参加し検討される。現在は保護者の意向に沿う決定が行われる傾向がある。

・Bayern州

障害のある子どもの通常学校への就学に関する行政は教育委員会、医師、専門家、移動特殊教育教員 (MSD: Mobile Sonderpaedagogische Dienste:) などが関わっている。以前は就学に関する裁判などがみられたが、現在は皆無である。

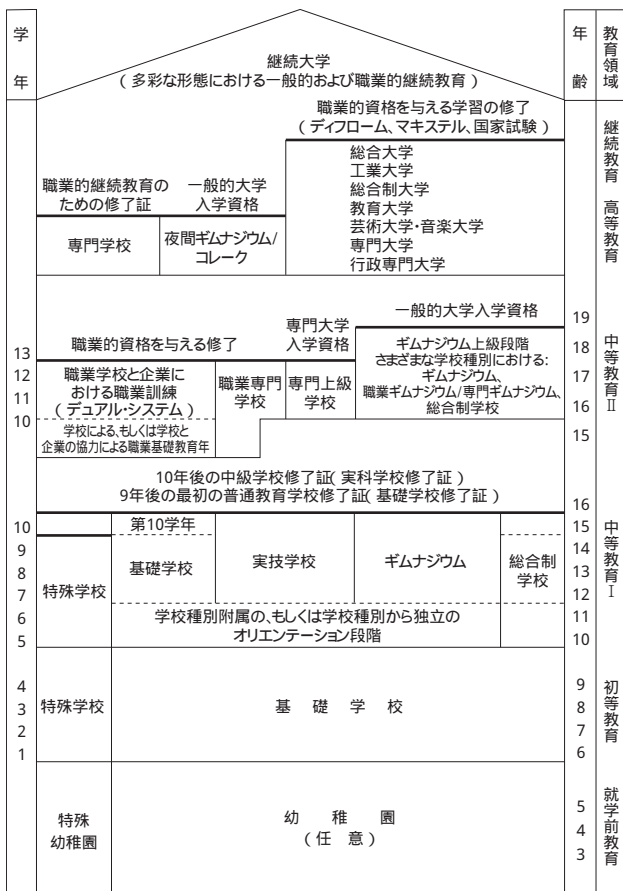


図1 ドイツ連邦共和国の教育制度の基本構造 (天野1998)

5．医療的ケア

平成13年に公表された「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別支援の在り方～（最終報告）」の中では、医療、福祉、労働等と連携した盲・聾・養護学校の教育の充実が指摘されている。我が国の養護学校においては、現在日常的に医療的ケアを必要としている児童生徒が在籍しており、それへの対応が課題の一つに取り上げられている。この医療的ケアに関する両州の取り組みは、以下の通りである。

・ NRW州

医療的ケアの必要な子どもは、設備の整った学校で特別な措置を受けている。医療的ケアは学校にいる看護師が対応し、教員はそれを行わない。

・ Bayern州

医療的ケアは学校にいる看護師が対応している。一方、父母の会で設立されている肢体不自由養護学校には看護師が常駐していないため、主治医の指示に基づいて看護師が学校に派遣され医療的ケアを行っている。但しその費用の負担については国と州との課題となっている。

6．教育コスト

・ NRW州

NRW州の1999年度の統計資料によると年間一人当たりの費用として、基礎学校（Grundschule）が3500Euro、特殊学校（Sonderschule）が10500Euro、実科学校（Realschule）が4300Euro、ギムナジウム（Gymnasium）が3500Euroである。資料によると教育費の平均は、1996年以来変わらず4200Euroである。特殊学校は基礎学校の3倍である。

・ Bayern州

Bayern州の1999年度の統計資料によると年間一人当たりの費用として、特殊学校が14500DM、国民学校（Volksschule Grundschule+Hauptschule）が6500DMである。特殊学校は国民学校の約2.2倍である。

7．学校実験

NRW州では今から8年前に6年間、学習障害、言語障害、行動障害のある子どもを一緒にクラスで指導を行う学校実験（30校）を実施した。この実験の結果は冊子にまとめられている。この研究の全般に関する評価は、とても良かった学校が1/3、失敗した学校が1/3、どちらもいえない学校が1/3であった。特殊教育教員の多くは当初、「障害のある子どもを混合した授業はできない」「専門以外のことは指導困難」と主張したが、各3部門の専任指導者がお互いに興味を持って他の教室を見学したり、教材研究を行ったり、また生徒達も強い者から弱い者が学ぶという傾向が

見られるなどの成果が観察された。この学校実験について担当者は、「教員が毎日新しい課題を抱え、毎日解決していかなければならないテストであった」と述べている。

・ Bayern州

Bayern州においては、統合教育、情報教育、職業教育に関する学校実験が行われている。

8．統合教育に関連した取り組み

・ NRW州

NRWでは基礎学校において一部統合教育が行われている。担当者によると、基礎学校終了後の段階で殆どは特殊学校で学ぶようになっているのが現状である。

・ Bayern州

Bayern州では統合教育に関する法律はないが、障害の子どもが通常の学校で学ぶ希望があれば、そこで教育を受けることが可能である。その場合、特殊教育教員が通常の学校で指導するMSDを派遣するシステムがある。授業時数については子どもの状態に応じて学校が決めることができる。このMSDは当初特殊学校に籍をおき対象児の診断と指導、通常教育教員や保護者からの相談等に対応する役割を担っていた。現在は通常の学校の教員だけでなく特殊学校の教員のコンサルテーションを担うべく役割が変わってきている。それは2002年に出版された「Mobile Sonderpaedagogische Dienste」に、「子どもとともに働くから子どものために働く（Von der Arbeit mit dem Kind zur Arbeit fuer das kind）」と記載されている事からも分かる。現在は通常学校のみならず、特殊学校の校長や教員のコンサルテーションを行う事のできるMSDの養成が行われている。MSDの導入により障害のある子どもが居住地の学校に在籍できるようになって来ている。

9．交流教育について

・ NRW州

法的規定はないが学校では通常の学校との交流教育活動（Arbeitsgemeinschaft：共同活動）等が行われている。

・ Bayern州

法的規定はないが、通常の学校における共同授業を行うことも可能である。

10．特殊学校での専門職

ドイツの特殊学校には、特殊教育教員（特殊教育の教員資格を有する者）の他、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、運動教育士、ケースワーカー等が専門的な側面から子どもを支援している。雇用形態は常勤、非常勤などである。

11．教育を支える支援の形態

ドイツの特殊学校では様々な形で特殊教育の支援が行われている。その内のいくつかを紹介する。

民間役務者 (Z.B : Zivildienstleistende)

9ヶ月の兵役を拒否しZivildienstを選択すると、10ヶ月の民間役務になる(2002年1月法改正)。但し学校で人数や期間は指定できない。

自主的な社会奉仕年間 (F.S.J : Freibilliges Soziales Jahres)

1年間、自主的に社会的な仕事につける制度で、18才以上の者が社会的な仕事(体験期間は介助職のみ)をする。この制度は女性だけでなく男性もできる。僅かな報酬を得ることができるが生活費には足りない。

アシスタント教員

公的な制度の教員ではない。教壇に立つことは絶対にならない。子どもの隣の席に座り落ちた鉛筆を拾うなど、生徒のできないことを手伝う。ドイツでは教員により許可を得た者だけが教室に入ることができる。アシスタントの特別な資格はなく、経験・体験からそれができるとされる人が派遣されている。殆どの場合、個人で雇用しているケースである。保護者が保険会社に依頼し、補助金により雇用している。

保育士 (Erzieher)

幼稚園から学校に移行する橋渡しの役割をする。

失業雇用対策要因者

(ABM : Arbeits beschungmassnahme)

何年間か失業して仕事の無い者が、特別に国から決められた期間だけ学校で働くことを許される。賃金は労働局から支給される。

IV . おわりに

新しい時代に対応した教育の改革は世界の潮流である。ドイツ滞在中に多くの方から教育改革について情報を得ることができた。前述の11項目は現在のわが国の教育改革に関連した内容を概略整理したものである。

「21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別支援の在り方～(最終報告)」及び平成14年に公表された「特別支援教育の在り方に関する調査研究について(中間まとめ)」に示されている今後の学校教育の在り方に関連させながら、今後はこれらの資料を基に研

究を深めていきたいと考えている。

謝 辞

本研究はケルン大学治療教育学部学部長Prof.Dr.Walther Dreherのご助言とご支援により実現が可能となった。NRW州立教育研究所のDr.Haenischと特殊教育専門官のKnaut女史、ドイツの教育制度に詳しい学習障害学校のkoenig校長及びケルン市教育委員会Brokam女史から多くの情報を得ることができた。またBayern州立教育研究所の促進教育分野の責任者Dr.Schor及びBayerische Landesschule fuer Koerperbihinderteの校長先生から貴重な資料の提供があった。ここに記して心から感謝申し上げたい。

参考文献

- 1) Staatinstitut fuer Schulpaedagogik und Bildungsforschung Muenchen : Verzeichnis der Lieferbaren Veroeffentlichungen des ISB - Abteilung Foerderschulen 2001/2002, 2001
- 2) Ministerium fuer Schule und Weiterbildung,wissenschaft und Forschung : Shulwelt 2000 Gesamtverzeichnis, 2000
- 3) http://www.destatis.de/themen/d/thm_bildung.htm, 2002
- 4) <http://www.destatis.de/presse/deutsch/pm2002/p0270061htm>, 2002
- 5) Bruno J.Schor : Mobile Sonderpaedagogische Dienste , AuerVerlag Muenchen, 1998
- 6) Bruno J.Schor : Mobile Sonderpaedagogische Dienste - Ein Integrationsmodell mit Zukunft AuerVerlag Muenchen, 2002
- 7) 天野正治他編 : ドイツの教育 . 東信堂 , 1998
- 8) 文部科学省 : 21世紀の特殊教育の在り方について～一人一人のニーズに応じた特別支援の在り方～(最終報告). 21世紀の特殊教育の在り方に関する調査研究協力者会議 , 2001
- 9) 文部科学省 : 今後の特別支援教育の在り方について(中間まとめ). 特別支援教育の在り方に関する調査研究協力者会議 , 2002

Current issues on special education NRW and Bavaria in Germany

TOUSHIMA shigeto

(Department of Education for Children with Physical/Motor Disabilities)

The purpose of this short report was to describe the topic of special education in NRW(North Rhine Westphalia) and Bavaria,Germany.Germany is a federation country which consists of 16 states. The educational measure is different though the educational system is almost the same in Germany in each state. This report took up the trend of recent special education of NRW and Bavaria.

The main content of this report is to concern an

examination of the name of a special school, course of study, individual education plan, school selection, medical treatment care, education costs, school experiment, inclusive education, joint activities with child in regular classes, and expert. For this content I could interview for Institute of Education in both states, so I could obtain a lot of information. One of these important information in special schools in Germany. There are various experts who are offering high-quality service to the children. For advancing of educational reform in Japan now.